

市立奈良病院 院内感染防止対策に関する取り組み

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染防止対策は、良質かつ適切な医療提供の基盤となるものである。

当院の院内感染防止対策は、医療機関において、「感染症の患者」と「感染症に罹患しやすい患者」とが同時に存在していることを前提に、感染症の伝播リスクを最小化するため、全ての患者に対し「標準予防策」の実施を行い、あわせて必要な患者に、「感染経路別予防策」の実施を行うこととする。

また、院内感染が発生した際には、速やかな対応を行うことに努める。

2. 院内感染対策のための委員会等 組織に関する基本事項

① 感染対策委員会(ICC)

病院長を含む、各部門の責任者で構成され、院内感染対策の病院全体に関わる方針を決定する。毎月1回の定例会議を開催し、院内感染発生時には随時臨時委員会の開催を行う。

② 感染防止対策チーム(ICT)部会

各部門から選ばれたメンバーで構成され、組織横断的に活動する。院内感染防止対策の実務を担当し、院内感染に関する監視、情報収集・指導・啓発等の役割を担う。

③ リンクナース会

看護部により構成される。リンクナースは ICT 部会にも所属している。ICT では組織横断的な活動を行うと同時に、現場での指導・教育にあたる。

3. 院内感染対策のための病院職員に対する研修に関する基本方針

院内感染防止対策のための基本的な考え方及び、知識・技術・意識の向上を図る為、全職員に対し年2回程度定期的を開催する。また、新入職員を対象とした研修を開催する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

微生物検査結果から微生物の検出状況を把握し、ICT 部会、感染防止対策委員会に報告する。

また、「感染情報レポート」を週1回、また問題発生時に作成し、全職員への情報提供を図るとともに感染対策委員会で活用する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、ICT は速やかに詳細の把握に努め、対策立案とその場での介入を行う。重大な感染事例発生の場合には、臨時感染対策委員会開催し、速やかに発生の原因を追求・改善策を立案し、これを実施するために全職員への周知徹底を図る。

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本取り組み事項は、院内に掲示し、患者などへの閲覧に供する。

7. 病院における院内感染対策の推進のための必要な基本方針

感染防止対策推進の為、ガイドラインを参考に当院に合わせた感染防止対策マニュアルを整備し、職員への周知徹底を図る。また、サーベイランスを実施し、感染防止対策を推進する。